

下水道法第 16 条申請について

公共下水道管理者（市）以外の者が公共下水道施設（本管・公共ます等）に係る工事を行う際には、下水道法第 16 条に基づく承認が必要となります。発生した工事費用は申請者負担となり、工事完了後は設置した施設を市に移管する必要があります。

1. 申請について

- ・申請書様式は、市ホームページからダウンロードできます。
- ・申請から承認までの標準処理期間は 2 週間です。（※必要書類が全て揃ってから受付）

（１）提出書類

- ① 下水道工事承認申請書
- ② 委任状
- ③ 位置図（広域図 1/25000 程度）
- ④ 案内図（周辺図 1/2500 程度）
- ⑤ 土地登記簿の写し
- ⑥ 公図の写し
- ⑦ 施行同意書の写し（※土地所有者が申請者以外の場合）
【添付資料】・権利者一覧表 ・施行同意書 ※ 印鑑証明書は不要
※ 開発行為許可申請書に添付する写しで可
- ⑧ 求積図
- ⑨ 土地利用計画図
- ⑩ 造成計画図
- ⑪ 平面図（縮尺は 1/500 を原則とする）

記 入 事 項

方位、道路名、河川名、橋梁名、公共施設物名等
管渠（勾配、延長、管種、管径）、マンホール（種類型式）
汚水ます（深さ、種類、蓋 例：H=0.80m（横、鉄））
取付管（上流マンホールから取付管までの距離、本管から汚水ますまでの距離）
BM及びKBM（最低 1 箇所）、舗装種別、道路幅員、占用位置
他埋設物（水道、ガスなど）

- ⑫ 縦断面図（縮尺は縦を 1/100、横は平面図に合わせる）

記 入 事 項

管渠の位置、形状、種類、内法寸法、勾配、延長、地盤高、土被り、管底高、掘削深、土留工法の種別、マンホールの位置・種類及び番号
他埋設物（水道、ガスなど）

- ⑬ 汚水ます構造図（寸法入り、他の構造物との離隔が確認できるように記載すること）
- ⑭ マンホール組合せ図（寸法入り）
- ⑮ 副管取付構造図（寸法入り）
- ⑯ 割込人孔構造図（寸法入り）
- ⑰ 舗装復旧平面図
- ⑱ 舗装復旧断面図
- ⑲ 現況写真
- ⑳ 排水区域外の接続許可の写し（該当の場合）

2. 道路占用・法定外公共物使用許可について

道路占用許可申請・法定外公共物使用許可申請は、下水道建設課が行いますので、事前協議を済ませてから、必要書類を提出してください。

(1) 市道・法定外公共物の場合

道路管理者（市：道路河川維持課）と事前協議（計画内容の調整）を行うこと。（道路河川維持課の担当者名と協議日は押さえておくこと）

(2) 県道の場合

道路管理者（県：栃木土木事務所）との事前協議（計画内容の調整）を行うこと。（県担当課の担当者名と協議日は押さえておくこと）

(3) 提出書類（※道路占用の場合：3部 法定外公共物使用の場合：2部提出）

- ・位置図
- ・案内図
- ・公図写し
- ・平面図（下水道計画図）
- ・工作物構造図
- ・舗装復旧図（平面・断面）
- ・交通規制図 ※ 作成の要否についても道路管理者に確認してください。
- ・現況写真

3. 施工上の注意

1. 一般事項

- ・交通誘導員について、歩行者や車両の安全を確保すること、市民とトラブルを起こさないこと、緊急車両を迂回させない等の指導を行うこと。
- ・舗装前の路面管理や資材置き場での粉じん等により、市民から苦情がないようにすること。

2. 土工・土留工

- ・掘削深 1.5m を超えるものについては、土留での施工を原則とする。
- ・As 殻の仮置きは法令違反となるので、処理場へ運搬処分すること。

3. 管渠

- ・硬質塩化ビニル管（VU 管）を標準とし、断面は円形とする。
- ・最小管径（塩ビ管）は、 $\phi 200$ を標準とする。ただし、接続する既設管が $\phi 150$ の場合は、既設管に合わせ、 $\phi 150$ とする。
- ・管渠の最小土被りは、1.00m とするが、現況で不可能な場合は協議すること。
- ・管渠の最小勾配は、 $\phi 200$ については最上流スパンは 5‰、その他については 2‰、 $\phi 150$ については最上流スパンは 5‰、その他については 3‰とする。
- ・管渠は 360° 砂（再生砂）巻きとする（ $\phi 200\text{mm}$ 以下の場合、管基礎 100mm、管上 100mm）。
- ・管渠と地下埋設物との離隔は、原則として 30cm 以上とする。

4. マンホール

- ・使用するマンホールは、組立 1 号を基本とする。
- ・マンホールの基礎は、再生砕石 (RC-40) 厚さ 20cm を標準とする。
- ・マンホールの最大間隔は、75m とする。
- ・斜壁ブロック H=300mm、調整リング H=50mm は原則として使用しない。
- ・ハイジャスターによる調整は、10mm～59mm とする。
- ・足掛け金物は、特に支障のない場合は、下流側に設置する。
- ・上流と下流の管径が同径の場合は、管渠の接合の段差 (ステップ) を 2cm 以上とする。
- ・上流と下流の管径が異なる場合は、管頂接合とする。
- ・管径が異なる 2 本の管渠が合流する場合、インバートは下流の径にあわせる。
- ・管接続の削孔同士の間隔 (残り代) は、内面側で 10cm 以上確保する。

4-1. マンホール鉄蓋

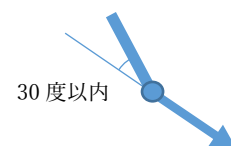
- ・マンホールの鉄蓋は、浮上防止型を使用する。
- ・マンホールの鉄蓋は、車道 (国道、県道及び車道幅員 5.5m 以上の道路) は T-25 とする。
- ・車道幅員が 5.5m 未満であっても大型車両の通行があり交通量の多い道路、または、拡幅計画道路は T-25 とする。
- ・車道幅員 5.5m 未満の道路及び歩道部は T-14 の鉄蓋を使用する。

4-2. 副管

- ・段差 (ステップ) が 60cm 以上の場合は、副管を設置する。なお、外副管を基本とする。ただし、接続する既設人孔が深い場合は、協議により省スペース型の内副管とすることができる。
- ・副管径は、本管 $\phi 200\text{mm}$ の場合には $\phi 150\text{mm}$ とし、本管 $\phi 150\text{mm}$ の場合には $\phi 100\text{mm}$ とする。また、本管 $\phi 250\sim 400\text{mm}$ の場合には $\phi 200\text{mm}$ とする。
- ・管頂接合とする。
- ・副管分岐用マンホール継手 (L=1.0m) を使用する。
- ・副管の防護は、コンクリートを使用する。補強コンクリートの寸法表は、下水道設計標準図を参照すること。

4-3. 小型マンホール

- ・小型マンホールは、レジン製とする。
- ・小型マンホールの深さは、原則として H=2.0m 以内とする。
- ・小型マンホールの最大間隔は、50m とする。
- ・小型マンホールの連続使用は行わない。また、落差・会合部には設置しない。
- ・小型マンホールを使用する場合の中心交角は、 30° 以内とする。



4-4. 割込人孔

- ・割込人孔を施工する場合は、前後の管渠に防護コンクリートを施工する。

4-5. 取付管の人孔直接取付

- ・0 号マンホールに直接取付できるのは 2 箇所 (交角 90° 以上) までとする。3 箇所以

上となる場合は、1号マンホールとする。

- ・削孔同士の間隔（残り代）は、内面側で10cm以上確保する。

5. 汚水ます

- ・塩ビ製（3方向流入）内径φ200mmの横型を標準とする。
- ・基礎は、再生砂（RC-10）厚さ10cmを標準とする。
- ・汚水ますは、原則として、民地内で官民境界から汚水ますの外側までが1.0m以内となる位置に設置する。
- ・汚水ますの深さは、最低H=0.8mとする。
- ・塩ビ製汚水ます深は、H=2.0mまでとする。H=2.0mを超えた場合はマンホール（0号）を汚水ますとする。
- ・最上流部の汚水ますは、マンホールに直接接続することを原則とする。また、その際には、マンホールとの接合部に可とう性継手を使用する。
- ・人孔取付のときは、原則、縦型汚水ますを使用する。

5-1. 汚水ます蓋

- ・汚水ます蓋は、密閉蓋で塩ビ製（ミカゲ、鎖付、市章入）を標準とする。
- ・一般の自動車等の乗り入れがある場合には、鋳鉄製蓋（T-8）を使用する。
- ・鋳鉄製蓋の内蓋は、密閉式凹形内ふた（ゴムリング付）とする。

5-2. 取付管

- ・硬質塩化ビニル管（VU管）を標準とし、断面は円形とする。
- ・本管φ200mm以上の場合は塩ビ管φ150mmを使用し、本管φ150mmの場合は塩ビ管φ125mmを使用する。
- ・接合部の形状は、ゴム輪受口片受け直管（L=4m）を使用する。
- ・敷設方向は、本管に対して直角、かつ直線的に敷設する。
- ・勾配は10～30‰以内とし、本管への取付位置は取付管の管底を本管の中心より上方に取付ける。
- ・取付支管は、本管土被りがH=1.5未満の場合は60°支管を使用し、H=1.5m以上の場合は90°支管を使用する。
- ・曲管は、本管土被りがH=1.5m未満の場合は30°曲管を使用し、H=1.5m以上の場合は60°曲管を使用する。
- ・横型汚水ますを使用する場合は0°自在曲管を使用する。
- ・縦型汚水ますを使用する場合は75°自在曲管を使用する。
- ・横型汚水ますの施工について、流出箇所の0°自在曲管は、水平方向に角度をつけないこと。角度をつけたい場合は、縦型汚水ますを使用すること。
- ・支管の本管への取付に際しては、ボンドを二重に塗布かベタ塗りしたうえで、番線で巻き、本管に確実に取付けるものとする。メカロック等の使用は原則認めない。
- ・取付管の本管への接続は、原則として、マンホールの外側から1.5m以上離れた位置に取付けるとともに、取付管同士の間隔も1.5m以上を確保する。
- ・人孔取付のときは、落差を40cm以下とすること。また、汚水ますの流出口と取付管の向きは同じとすること。（縦型の場合は除く）

5-3. 他の構造物との離隔

- ・汚水ます設置場所近くの電柱等と、掘削面との離隔を1m以上確保すること。

- ・取付管と水道本管との離隔は最低 30 cmを確保すること。現場状況によりできない場合は担当者と協議すること。30cm 以下になる場合は離隔を写真管理すること。

6. その他

- ・下水道施設と他の構造物との離隔は、原則として 30cm 以上確保すること。
- ・記載のない事項については、「栃木市下水道条例、同条例施行規則」「下水道施設計画・設計指針と解説」「下水道設計標準図」により施工すること。
- ・協議なしに行われた上記の基準に則しない施工については、やり直しを求める場合があるので注意すること。
- ・施工前及び施工中に、施工方法や内容が変更となる場合は、速やかに協議すること。
- ・施工の内容が確認できるよう、16 条申請写真管理要領に基づき写真を撮影し提出すること。